

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（警務課）

一 趣旨

令和八年度における警察官一七五人の増員等に伴い、警察官の階級別定数を改定等するための改正

二 内容

- (一) 令和八年度における警察官一七五人の増員に伴い、警視の定数「二百九十人」を「二百九十七人」に、警部の定数「六百九十一人」を「七百一人」に、警部補及び巡查部長の定数「七千三十二人」を「七千三百三十七人」に、巡查の定数「三千六百八十三人」を「三千七百三十九人」に改める。
- (二) 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間の職員の定数は、警察官以外の職員の定数に二人を加えた定数とする。

三 施行期日

令和八年四月一日